二二八事件をめぐる歴史清算問題

薛 化 完

訳 李為楨,東山京子

- 1, 二二八事件と移行期正義の根本的な問題
- 2. 事件の出土
- 3. 「名誉回復」要求の提出
- 4. 政府から名誉回復の展開と民間との交流
- 5, 賠償と補償の闘い
- 6、民意調査によるエスニック問題と二二八事件
- 7, エスニック定位の転換及び二二八事件の移行期正義――結びにか えて
- (1) 以下の論文を参照。薛化元,楊秀菁,蘇瑞鏘『戦後台湾人権発展史』 (板橋:稲郷出版社,2015),293-295,323-327,333頁を参照。二二八事 件の経過及びその後の発展について,張炎憲「二二八平反運動」(呉三連 台湾史料基金会,http://www.twcenter.org.tw/d01_01/05.htm, 2014年10月21日にアクセス),薛化元ら、『戦後台湾人権史』(台北:国家 人権記念館籌備處,2003年),349頁。
- (2) 政治大学台湾史研究所教授兼人権史研究センター主任,台湾二二八事件記念基金会董事長。

1, 二二八事件と移行期正義の根本的な問題

移行期正義の促進とは、基本的には非自由民主体制から自由民主体制 へと変更した後に行う過去の歴史に対する再評価である。近年の特定国 家と社会において、「移行期正義」は、旧政権が過去に実行した国家的 残虐行為を追究し、移行期社会の民主政治を運営し、発展させていく上 での過去の行為への反省の中で実施するものとなった。この評価は自由 民主体制の価値を基盤として展開されていくが、そもそも評価自身は自 由民主体制下の正義の実現を追求することであり、自由民主体制の価値 を固める重要な作業でもあった。一方、これは、歴史の教訓を通して、 嘗ての非自由民主体制の人権侵害が再び出現することを避けるためでも あった。Ruti G. Teitelは、以下のように指摘していた。政治移行期に おける懲罰の正当性は、伝統の「功利 (utilitarian)」的な解釈と異な る。すなわち、懲罰は全社会の利益に基づくものであり、例えば抑止効 果をもつ。しかし、移行期における懲罰は、反対の視点から見るもので ある。すなわち、もし懲罰を加えなければ、どんな結果が出てくるのか という視点である。この点から見ると、移行期正義は「刑事」的な視点 から考えたものである。その最も良い実現は、過去における国家の過ち を処理し、規範的な移行を促進し、法治的なシステムを設立することで ある。

台湾の自由化・民主化の過程をみると、以下ようなことがわかってくる。まず、台湾の政治については、すでに自由国家に移行した後も、戒厳令解除以前の不正な人権侵害法律(実際には多数の行政命令を含む)

⁽³⁾ 石中山「轉型社會的民主,人權與法治——關於「轉型正義」的若干反思」, 施正鋒編『轉型正義』(台北:台湾国際研究学会,2013年),37頁。

⁽⁴⁾ Ruti G. Teitel 著,鄭純宜中国語訳,『変遷中的正義』(台北:商周出版 社,2011年),2-6,45-46頁。

が、移行期に検討も改正もされずに継続的に適用されていること、次に、新しく制定された法律には、憲法違反や人権制限の問題があるということである。そのため、行政と立法部門から推進された政治改革は、「憲法」に合わせて改正されたとしても、実際に人権侵害問題を徹底的に解決することには至らない。ひいては、新規法令と雖も合理的に人権を保障することもできない。このように、法令の側面から見ると、台湾では、自由化、民主化への改革が完成したにもかかわらず、移行はまだ完成していないということになろう。こうした歴史的条件の下で、嘗ての人権侵害事件に対する再検討を行い実施した移行期正義自身には制限があるといわざるをえない。

Andrew Rigby が指摘したように、移行期正義は真相への需要 (need for truth)、正義への追求 (quest for justice)、和解への希望 (desire for reconciliation) の三つの側面を含めることにより、真相によって本当の正義が現れ、正義によって実質的に和解することができる。しかし、台湾において根本的な問題は、執政者が国家を代表して受難者に対して謝罪し、賠償 (補償) したが、真相への追求が不足していることにある。加害者を明らかにしなければ、正義を追求することができないにもかかわらず、台湾では、根本的な真相が解明されていないまま、簡単に和解的状態を作ってしまったことにある。二二八事件と白色テロは、すべてこのような状態で今日まできてしまったのである。

2,事件の出土

1947年に二二八事件が発生した当初、台湾省行政長官陳儀は慰撫の措置をとって処理委員会の決定を尊重した。しかし、秘密裏に陳儀は中央政府に軍隊の派遣を要請していた。陳儀は、最初の台湾鎮圧の軍隊が3

⁽⁵⁾ 施正鋒「以轉型正義的探討 由分配到認同」, 2頁。

月8日に基隆に上陸すると間もなく大規模な鎮圧を行った。二一八事件 の鎮圧は、本省人のエリート層に対して酷い傷害を加えたが、その後も 「清郷」、「掃紅」(田舎に隠れている共産党員を逮捕すること)を、さら に本省人エリート層を攻撃した。こうした高圧的な社会状況の下で、台 湾では40年も続けてきた動員戡乱体制が登場することになる。1947年7 月4日に国民政府第六回国務会議で「共産党が占領したところの人民を 救い、民族生存を保障し、国家統一を固めるため、全国総動員を励行す る。これによって、共産党の叛乱を鎮め、民主障害を排除し、日程とお りに憲政を実施し、和平建国方針を徹底する」という案が決定された。 さらに、1947年7月18日に国民政府国務会議において、行政院が提出し た「動員戡乱完成憲政実施綱要案」を通過させた。それ以降、中華民国 は「動員戡乱時期」に入っていく。国民政府は「総動員法」に基づいて、 経済物資、物資の徴収方式、交通手段に対する統制のほかに、新聞、言 論、出版、通信、集会、結社などの自由権利も制限した。 さらに台湾省 政府主席兼台湾省警備総司令陳誠は、1949年5月20日零時から戒厳を開 始することを布告した。

二二八事件が一段落した後,国民党政権が構築した非常 (権威) 体制

⁽⁶⁾ 頼澤涵ら「二二八事件研究報告」,407-8頁を参照。

⁽⁷⁾ 薛化元『「自由中國」與民主憲政』52頁,吳濁流著,鍾肇政訳『台灣連翹』,237-239頁,鄭牧心『台灣議會政治40年』(台北:自立晩報,1987年),89頁を参照。

^{(8) 「}國民政府公報』2869号,1947年7月5日,5-6頁。原文「拯救匪區 人民,保障民族生存,鞏固國家統一,勵行全國總動員,以戡平共匪叛亂, 掃除民主障礙,如期實施憲政,貫澈和平建國方針案」。

^{(9) 『}國民政府公報』2881号,1947年7月19日1-2頁。ただし、台湾省政府が訓令を公布した際に、名称を「勵行全國總動員以貫澈和平建國方針案」に変更した。『台湾省政府公報』36年秋字第18期(1947年7月21日),275頁。

^{(10) 『}台湾新生報』, 民国38年5月19日。これは「戒厳法」に基づいて宣告され、。この臨時戒厳が、後の30年余りの戒厳令を形成したことは、薛化元「戦後台湾における非常時体制の形成過程に関する再考察」、『中国21』、第36期(2012年3月)、51-70頁を参照。

は次第に強化され、言論と思想自由に対する抑制によって、多くの二二 八事件と白色テロの受難者や受難者遺族は、無実の罪や悲しみを隠そう として真実を話すことすらできなくなっていった。圧政下の台湾社会で は、名誉回復を望むことができないことは自明であった。全体としてい えば、1950年代から海外ではすでに二二八事件の記念活動が行われてい たが、台湾社会においては、二二八事件は台湾エリート層に傷害を与え ただけにとどまらず、台湾社会自身も恐怖の高圧的な雰囲気を蒙ってい たため、二二八事件は台湾における政治の禁忌となっていた。マスコミ は殆ど二二八事件を報道しないというだけでなく、教科書にもいっさい 言及されなかったのである。

1970年代末期になると、党外(非国民党)運動の発展に伴って、二二八事件に関して論議することができる雰囲気が醸し出されてきた。1980年代から、台湾において社会運動が起こり、人民はあえて執政者に挑戦し、否定的な団体記憶と不合理な体制の打破を目指すことになる。その中で、二二八事件の存在とそれが台湾社会にもたらした負の影響が意識されるようになった。そのため、社会運動団体の指揮の下で、長い間の国民党政権統治の禁忌を打破しようとさえした。1987年に「二二八和平日促進会」と台湾キリスト教長老教会が、初めて政府に対して名誉回復を求める運動を起こした。

政府体制内において、二二八事件という議論を最初に提出したのは、立法院であった。1982年9月24日に、立法委員の洪昭男が、二二八事件の問題について、行政院に以下のように訊問した。「政府が寛大を旨として、二二八事件によって監獄に刑を受けている人は仮出獄することを以て、民心を収攬して、国家社会に広く利用されことができる」と、刑

^{(11) 「228}平反運動紀要」,財団法人二二八事件紀念基金会,URL: http://www.228.org.tw/pages.aspx?v=E8A16697235ABE57 (アクセス日付: 2016年9月14日)

^{(12) 『}立法院公報』71:77,1982年9月25日,8-9,13頁。

法第77条「刑を受けて事実に後悔の意を持つ者に対して,無期懲役が十年,有期懲役が二分の一を超過した後,監獄長官により司法行政最高官庁に提出して,仮出獄の許可を得ること」を引用し,さらに「殺人,強盗によって無期懲役が裁判された重罪犯は,一般の経験によって十年になると出獄することができる。それに対して,二二八事件によって無期懲役を加える者は,今まで依然として刑法77条に適用する対象外」となっていると述べたのである。次いで,10月13日に,立法委員の蘇秋鎮も,「現行の『懲治叛乱条例』を改正して『二二八事件』犯罪者を仮出獄させる」ことを建議した。このほかに,立法委員の黄煌雄も,二二八事件の受刑者の釈放を請求すると訊問したのである。

これまで、二二八事件が政治の禁忌となっていたことからすると、これはひとつの突破口が開かれたことを意味した。しかし、これらの主張をよく見ると、二二八事件関連の受刑者は、すでに刑の満期を迎え出獄していたため、立法委員たちが訊問した案件の主役は、1949年以降の白色テロ事件の受刑者ということになる。つまり、これは当時の台湾政治のエリートは、二二八事件とその後に発生した白色テロ事件とを結びつけて認識していたということを示している。

慈林教育基金会所蔵の政論雑誌によると、ある雑誌が1979年から二二 八事件を取り上げようとしていたことが分る。しかし、1979年から1981 年までの雑誌記事を査閲すると、二二八事件を討論した雑誌の多くは国

^{(13) 『}立法院公報』71:77, 1982年9月25日, 9頁。

^{(14) 『}自立晩報』, 1982年10月13日。しかし, 洪昭男が立法院に訊問するよりも早く, 蘇秋鎮が1982年6月出版の『名人』に「請特赦『二二八』事件受刑人」を発表していた。(URL: http://chilin.lib.ntu.edu.tw/Retireve Docs.php。アクセス日付: 2016年9月20日)。

⁽¹⁵⁾ 李永熾監督, 薛化元編『台湾歴史年表・終戦篇III (1979-1988)』, 124頁。

⁽¹⁶⁾ 事実, 二二八事件紀念基金会が成立された当初において, ある部分の 1950年代初期の白色テロ事件の受難者及びその遺族は, 基金会に賠償を申請した。

民党からの視点のものであった。実際に、党外雑誌において二二八事件を言及し始めたのは、1982年からである。1983年2月には、台湾における初めての党外週報である『生根』が創刊された。第一期には、「三十六年前の春台湾大災難の公的資料(中国語の題目「三十六年前春天台灣大災劫的官方資料」)」と題する一文が掲載された。これは、二二八事件について、三〇年来初めて公的資料に基づいた民間の人が認識していた二二八事件に対する報道であった。慈林教育基金会が所蔵する政論雑誌によると、二二八事件に関する報道内容は、1987年の二二八事件40周年においてピークに達することになる。同年度における二二八事件を議論した報道や評論は、131篇にも及んだのである。

3、「名誉回復」要求の提出

1985年3月19日に、立法委員の江鵬堅は、2月28日を和平日に定めることを要求した。しかし、当時の行政機関は依然として、二二八事件を台湾に潜入していた共産党の活動家が扇動した暴動事件として認識していた。1987年2月4日に、「二二八和平促進会」が、二二八公義和平運動の促進を目的として、台湾内外の各界の団体によって正式に成立され

⁽¹⁷⁾ 調査によると、1979年『青雲』、1980年『疾風』と『黄河』、1981年『黄河』は、党外の雑誌ではないことが分かった。『疾風』と『黄河』は国民党右翼の雑誌であった。1982年3月16日刊行の『政治家半月刊』25期に掲載された2つの二二八紀念活動が、おそらく党外雑誌に二二八事件を提起した最初のものであろう。(URL:http://chilin.lib.ntu.edu.tw/Retrieve Docs.php。アクセス日付:2016年9月16日)。

⁽¹⁸⁾ http://twstudy.lis.sinica.edu.tw/twht/Professional/SimpleTwht.asp。 アクセス日付: 2016年9月20日)

⁽¹⁹⁾ **慈林教育基金会所蔵台湾社運史料資料庫の検査結果によるものである。** URL: URL:http://chilin.lib.ntu.edu.tw/RetrieveDocs.php?username= *anonymous*。楊秀菁博士の協力を感謝。

^{(20) 『}立法院公報』74:23, 1985年3月19日, 36頁。

る。2月13日に、台湾人権促進会及び鄭南榕らの発起の下で、台湾内外 56の組織によって「一一八和平日促進会」が成立され、陳永興を会長に、 「二二八和平宣言」を発表した。二二八和平日促進会は、2月14日から 3月17日にかけて、台湾の23個所で公的に市民活動を発起させ、国民党 政権に対して二二八事件についての真相の公開、受難者の名誉回復、受 難者遺族への慰謝、調査登記の展開、二二八事件紀念碑と紀念館の建設、 2月28日を和平日に定めること、二二八事件に関する研究論文と資料の 出版を要求した。同時に、立法委員は相まって立法院に二二八事件に関 する訊問書を提出した。立法委員の高語和の話によると、前後合わせて 10名の立法委員が訊問するなかで二二八事件を提起していたという。2 月26日には、200人余が党外嘉義聯誼會の前に列を組み、リーダーであ る鄭南榕の「出発しろ!」との言葉により、嘉義市で二二八和平日のデ モ行進を始めたが、200メートル進んだところで1500名の憲兵と警察に 先を阻まれ、封じ込められてしまう。2月27日には、艋舺長老教会に 400名から500名が集まり、二二八和平促進会副会長の李勝雄及び二二八 事件受難者遺族が参列する中で、二二八事件の受難者の霊を祀った。

1988年2月22日に、李登輝が中華民国大統領に就任し、第一回大統領記者会見の中で、鄭南榕、陳永興、李勝雄らが「二二八公義和平運動」を促し、二二八受刑者の名誉回復要求に反対する「前向きに見て、後向きに見ないで」という考え方を発表した。

⁽²¹⁾ 陳翠蓮「歴史正義的困境 族群議題與二二八論述」,『国史館学術集刊』 16,2008年6月,199頁。

⁽²²⁾ 陳永興「二二八和平宣言」、『台湾人権促進会会訊』7,1987年2月20日, 8頁。若林正丈著,洪郁如,陳培豊ら訳『戦後台湾政治史:中華民国台湾 化的歴程』(台北:国立台湾大学出版中心,2014年),376頁。

⁽²³⁾ 台湾人権雑誌社編,「一九八七年台湾人権報告」,15-16頁。

^{(24) 『}立法院公報』76:28,1987年3月7日,46頁。

^{(25) 「『}二二八』事件和平日説明会 『民進党』人士分別発表演講」、『中国時報』,1987年3月1日,2版。

^{(26) 『}中国時報』, 1988年2月23日。

この記者会見からもわかるように、当時の李登輝大統領は、二二八事件の名誉回復に関する業務の推進に対し、少なからず保守的な対応をしていた。しかし、民意からの要求が絶えなかったため、政府側では、監察院が部分的に公文書を公開したほかに、中央研究院から台湾省文献委員会に至るまで、二二八事件に関する資料の収集を始めることになった。

同年2月25日に、国民党所属の立法委員林聨輝は、二二八事件の41周年において、行政院に対し書面による訊問を提出した。彼は政府が敏感的な問題に直面する勇気を持ち、駝鳥症候群をやめて、解決する機会を失ってしまうことがないよう政府に要求した。2月26日に、民進党は、2月28日を和平紀念日に定めること、そして、全国的な追悼会を行うことにより、恨みを解消して創傷を慰めようと政府に呼びかけた。2月27日に、二二八和平促進会と台湾人権促進会は再び、寛大な心によって二二八事件を記念して、冤罪者の名誉を回復し、受難者の霊とその遺族を慰めることを国民に呼びかけた。3月に、監察院は、二二八事件の期間中に閩台監察使であった楊亮功が執筆した調査報告を公開した。中央研究院も資料の収集と学術研究を開始した。一方、台湾省議会も台湾省文献委員会に、二二八事件の資料を集めた上で台湾省議会に報告することを要求した。そのため、6月から台湾省文献委員会は、研究員を各地に派遣して、口述記録を行うなどの現地調査を実施し、二二八事件の資料

^{(27) 「}立委建議成立委員會 調查二二八事件真相」,『聨合報』, 1988年 2 月26 日, 2 版。

^{(28) 「}民進黨明將舉辦 二二八連串活動」, 「聯合報』, 1988年2月27日, 2版。 「二二八事件是歷史悲劇民進黨將舉行紀念性活動 黨工盼公開檔案提供研究」, 「聯合報』, 1988年2月28日, 8版。

⁽²⁹⁾ 台湾人権雑誌社編「一九八八年台湾人権報告」、46頁。

^{(30) 「}二二八事件受刑人已全部釋放 中研院正在蒐集資料進行研究」,『中国時報』,1988年3月2日,8版。「二二八事件當年調查報告公布」,『中国時報』,1988年3月10日。4版。

を収集していった。12月29日に、民進党所属の国民大会代表周清玉などの11名は、国民大会に「李登輝大統領に、二二八事件について、国民党の態度を表明して、これは台湾歴史の不幸な事件だと、当局の過ちを公に認めてすべての政治犯を釈放し、人権を回復し、2月28日を台湾和平日と定めることを建議する」ことを提案した。

1989年2月27日に、FAPA (台湾人公共事務会) 彭明敏会長をはじめ多くの海外台湾人団体のリーダーは、政府が人道的立場から、二二八事件に正面から向き合い、二二八事件の真相を明らかにすべきであると呼びかけた。4月3日に、「二二八和平紀念碑籌建委員会」が正式に成立した。8月に、初めて民間主導による二二八紀念碑は、無所属執政の嘉義市に落成された。その後、各地で同様の紀念碑が相まって建設されていった。同月には、映画監督の侯孝賢が、二二八事件を時代背景とした映画『悲情城市』によって、イタリアのヴェネツィア国際映画祭で金獅子賞を獲得した。こうして、二二八事件が台湾において公に討論される

^{(31) 「}人民心裡未解嚴? 省文獻會蒐集二二八口述史料受訪者心存顧忌大多 閃爍其詞」,「聯合報」,1988年10月29日,2版。

^{(32) 「}國代提案建議總統就二二八事件表示態度朝野激辯經表決後否決該案」, 『中国時報』, 1988年12月30日, 5 版。

^{(33) 「228}平反運動紀要」、財団法人二二八事件紀念基金会、URL: http://www.228.org.tw/pages.aspx?v=E8A16697235ABE57を参照。アクセス日付: 2016年9月14日。

^{(34) 「228}平反運動紀要」、財団法人二二八事件紀念基金会、URL: http://www.228.org.tw/pages.aspx?v=E8A16697235ABE57を参照。アクセス日付: 2016年9月14日。

^{(35) 「『}二二八』紀念碑今天落成」、『聨合報』、1989年8月19日、15版。ここで、注意すべき点は、嘉義の二二八紀念碑が落成される前に、台湾人権促進会などの人権団体はすでに、台北市の内湖で二二八紀念碑を建てること促進し、工事を始めいてたが、政府からの抑制によって中止になっていたことである。

^{(36) 「}威尼斯影展最高榮譽 中國電影史開花結果悲員狂喜這個結果毫不意外!」, 「聯合報』, 1989年9月15日, 3版。「悲情城市 威尼斯影展奪魁以磊落態度 檢討二二八事件 獲最高榮譽金獅獎」,「中国時報』, 1989年9月16日, 1版。

可能性を高めていったのである。

1990年2月18日に、台湾キリスト教長老教会総会は、正式に二二八事件の受難者及びその遺族に対する謝罪の手紙を公表し、同事件が起こったときに教会は援助をせず、慈愛の心が足りず、恐怖に負けてしまったことから、これらの過去の行為に対する謝罪の意を表明した。2月27日に、与党と野党の立法委員は、初めて立法院で二二八事件の受難者に黙祷した。これは、政府機関が二二八事件に対して、最も早い段階における正式な新しい態度を表したものであった。

4, 政府から名誉回復の展開と民間との交流

1990年 5 月20日,李登輝は第八代大統領に就任して、総統府の政治顧問邱創煥に「二二八事件専案小組」を組織し、「専案報告」の執筆を指示した。6 月14日、国立編訳館は、今年 9 月から使用する高校歴史教科書第三冊に「二二八事件」の歴史事実を書き入れると明言し、また、授業のための参考として、それに関する資料も高校と中学校の「教師要覧」の中に編入させた。6 月23日、内政部は、「忠烈祠祀弁法」を改正して、

⁽³⁷⁾ 林正丈著,洪郁如,陳培豊ら訳『戦後台湾政治史:中華民国台湾化的歴程』(台北:国立台湾大学出版中心,2014年),377頁。

^{(38) 「228}平反運動紀要」,財団法人二二八事件紀念基金会,URL: http://www.228.org.tw/pages.aspx?v=E8A16697235ABE57を参照。アクセス日付: 2016年9月14日。

^{(39) 「}朝野立委同為二二八死難同胞默哀」,『中国時報』, 1990年 2 月28日, 3 版。

⁽⁴⁰⁾ 若林正丈著,洪郁如,陳培豊ら訳『戦後台湾政治史:中華民国台湾化的 歷程』(台北:国立台湾大学出版中心,2014年),377頁。

^{(41) 「228}平反運動紀要」,財団法人二二八事件紀念基金会,URL:http://www.228.org.tw/pages.aspx?v=E8A16697235ABE57を参照。アクセス日付:2016年9月20日。邱創煥は指示を受けた後,各方面の意見を収集した。筆者は当時,張栄発基金会国策中心政策研究員であり,長官の指示によりこのことを知り、国策中心に関係意見を提供した。

政府が二二八和平紀念碑を建設し、二二八事件の受難者を追悼することを表明した。8月14日、高校歴史教科書第三冊の第28章「八年抗日戦争」、第165頁には、「台湾光復及び領土主権の回復」という段落の最後に8箇の句読点を含めて58字による二二八事件を書き入れた。「……ただ陳儀は行政長官に就任していた期間、闇タバコの取り締まりから衝突が起こり、36年の『二二八』事件に至った。政府は速やかに陳儀を罷免し、省政を改組して、民衆を慰めた」と記述した。11月29日、行政院は、「行政院二二八事件専案小組」を成立させた。

1990年2月,現代学術基金会,澄社,中華論政学社などの立場が異なる団体は,それぞれの二二八事件の座談会を行った。なかでも,現代学術基金会は,1989年からすでに二二八事件に関する研究の準備を開始していた。その後,台米基金会と協力して,1991年1月に民間の「二二八研究小組」を組織することになる。

政府機関内では、1991年1月、行政院は、二二八事件の専案小組及び研究小組のメンバーを正式に公表した。専案小組には行政院副院長施啓

^{(42) 「}二二八事件 編入高中歷史課本」、『中央日報』, 1990年6月14日, 12版。

^{(43) 「228}平反運動紀要」、財団法人二二八事件紀念基金会、URL: http://www.228.org.tw/pages.aspx?v=E8A16697235ABE57を参照。アクセス日付: 2016年9月20日。

^{(44) 「}因取締私菸引發衝突……政府迅即撤換陳儀,改組省政……58個字 二二八事件 高中歷史彌補空白 草擬初稿的蔣永敬表示:平實寫出已代表一切,58個字不算少」、「聨合報』、1990年8月15日、6版。

^{(45) 「228}平反運動紀要」、財団法人二二八事件紀念基金会、URL: http://www.228.org.tw/pages.aspx?v=E8A16697235ABE57を参照。アクセス日付: 2016年9月14日。

^{(46) 「228}平反運動紀要」、財団法人二二八事件紀念基金会、URL: http://www.228.org.tw/pages.aspx?v=E8A16697235ABE57を参照。アクセス日付: 2016年9月20日。

⁽⁴⁷⁾ 筆者は当時、現代学術基金会のボランティアで取締役会に参加したため、 鄭欽仁教授が担当した基金会事務については、一定的な認識を持っている。 そして、当時の取締役会は、基金会の取締役だった張炎憲と李筱峰などの ほかに、招聘しようとする学者専門家についても初歩的な規則があった。

揚が召集人となり、研究小組には、二二八事件の目撃者だった陳重光と葉明勳が共同で召集人に任命された。3月4日、二二八事件の受難者遺族代表は李登輝大統領に面会し、要求として、第一、政府は二二八事件の真相を公布し、受難者に対して公に謝罪し、遺族に賠償すること、第二、二二八紀念公園及び紀念館を設立し、二二八事件に関する資料を陳列すること、第三、二二八基金会を設立し、省籍対立を解消して民主人権を促進すること、第四、2月28日を国定の「公義和平紀念日」に定めて、国民の追悼を供すること、の四項目を提出した。

このような二二八事件の受難者遺族の要請に対して、李登輝大統領は、初めて自分が事件の惨劇を目撃したことを話した。さらに、李大統領は、「二二八事件の傷を解決する時期は成熟した」と表明した。4月30日、行政院の二二八専案小組は、中央政府により台北市内において二二八紀念碑を建てることを議決した。

1993年2月24日,李登輝大統領は東呉大学で行われた「二二八事件を 偲ぶ音楽会」に出席して,近日内に政府と民間と共同で「二二八事件建 碑委員会」を組織すると明言した。2月26日,「行政院二二八事件建碑 委員会」の招集人には、邱創煥を任命し、後に陳重光を招集人に任じる。 6月20日,民進党の立法院党団幹事長陳水扁は、元凶への追及、政府か らの謝罪について、徹底して臨むことを表明した。6月21日,「二二八 家属関懐会」は、共同で「二二八事件の受難者は無罪であるため、政府

^{(48) 「}二二八事件 專案小組 研究小組 名單公布明年元月十五日前 完成約十 萬字研究報告 郝揆態度:「絕不規避」民進黨:非常歡迎」、「聯合報』, 1991 年1月19日.7版。

^{(49) 「}二二八受難者家屬金會見李總統將提出四項要求: 1.公布真相道歉賠償, 2.設紀念館陳列史料, 3.設基金會化解省籍對立, 4.訂紀念日公追思」, 『聨合報』, 1991年3月4日, 2版。

^{(50) 「}李總統:解決二二八傷痕的時機成熟了首度透漏曾親身目睹事件慘劇, 向受難者家屬代表承諾政府一定會有所處理」,『中国時報』,1991年3月5 日,2版。

^{(51) 「}二二八紀念碑 政府主導籌建」、『聨合報』、1991年5月1日、5版。

の赦免は必要ない」という声明を発表した。

1995年2月28日、二二八和平紀念碑は台北新公園に落成された。李登輝大統領は政府を代表して、二二八事件における統治者の失政及び人民に加えた傷害について公式に謝罪した。「私自身、二二八事件を目撃した。長年にわたり、起こるはずもない事件が発生し、避けるべき状況をさらに拡大させてしまった歴史的な悲劇に対して非常に悲しく思っている」と語った。

しかし、準備の初期段階で碑文の内容が議論を引き起こした。特に、 責任の所在をめぐる問題については多くの論議がなされた。公式記録に よると、「二二八事件建碑委員会と行政院二二八事件専案小組は学者に 委託して碑文の草稿を書いた。碑文が修正を経て公布された後、受難者 の家族は、紀念碑の碑文が公布される前に受難者及びその家族に意見を 求めるべきだという旨を行政院に要請した。それによって、委員会は行 政院の議決を受けて碑文を紀念碑工事から排除した。」

1996年,当時の台北市長だった陳水扁は「台北新公園」を「二二八和平公園」に改名した。1997年,台北市政府が設立を準備していた二二八紀念館は開館された。この紀念館は、展示だけではなく、教育・活動・研究・資料収蔵など、多くの機能を持っている。同年、2月28日が「和平紀念日」として中華民国の国定休日になった。

^{(52) 「228}平反運動紀要」、財団法人二二八事件紀念基金会、URL: http://www.228.org.tw/pages.aspx?v=E8A16697235ABE57を参照。アクセス日付: 2016年9月14日。

^{(53) 「}李總統代表政府向二二八受難者家屬道歉」,『聨合報』, 1995年 3 月 1 日, 1 版。

^{(54) 「}李總統二二八談話全文 228紀念碑像座歷史的醒鐘 提醒我們走出悲劇」, 「中国時報」, 1995年3月1日, 2版, 抜粋。

^{(55) 「}二二八紀念碑案」, 国家檔案館所蔵, 番号: AA300000000A/0083/内8-1-11/493 (三), URL: https://aa.archives.gov.tw/archivesdata.aspx? SystemID=0000009864。(アクセス日付: 2016年9月21日)。

^{(56) 「}熱淚・掌聲228和平公園揭碑」、『聨合報』、1996年2月28日、2版。

5. 賠償と補償の闘い

1991年12月28日、台湾で初めての「二二八学術シンポジウム」が、二 二八民間研究小組によって開かれた。1992年2月10日、行政院版の「二 二八事件報告書」が脱稿し、行政院は、2月22日に「二二八事件」の調 査報告において、事件により死亡した人を、およそ1万8千から2万8 千人の間であると公表した。政府側の二二八事件に関する調査は、すで にある程度は進展していたが、責任の所在を探求するには、多くの障害 物を乗り越えなければならなかった。なかでも、台湾の軍政長官の責任 については、当事者がそれぞれ異なった意見を発表し理解されていたた ため、大きな論争がなくなっていた。一方、蒋中正主席・総裁をはじめ とした中央政府党軍政要員らの責任問題については、当時では処理でき る状態ではなかった。そのため、政府の調査報告には関係者の責任につ いて明らかにした部分が若干あったものの、当事者はそれぞれの意見を 示したため、明確な形での指摘がなされたわけではなかったことから、 重要責任者が謝罪する事はなかった。結局、政府の施策の基本は、受難 者及び彼らの家族に対する慰問に重きを置くものにとどまることになっ た。いわゆる補償と賠償及び救済である。

実質救済については、1992年2月28日、呉梓・洪昭男・謝長廷の三名の立法委員が、それぞれ「二二八事件処理条例」(呉版)、「二二八事件補償条例」(洪版)、「二二八受難者賠償条例」(謝版)などの草案を提出して、特別立法によって賠償請求権の消滅時効という問題を解決しようとした。三者の名称が異なり、内容的にも異なる案件が多かった。賠償

^{(57) 「}台北228紀念館開館 走出傷痛」,『聨合晩報』,1997年2月27日,18版。「立法院快速通過總統府隨後公告二二八訂為國定假日」,『聨合報』,1997年2月26日,1版。

⁽⁵⁸⁾ 李永熾監修, 薛化元編『台湾歴史年表 (1989-1994)』, 219頁。

⁽⁵⁹⁾ 李永熾監修, 薛化元編『台湾歴史年表 (1989-1994)』, 233頁。

⁽⁶⁰⁾ 李永熾監修, 薛化元編『台湾歴史年表 (1989-1994)』, 235頁。

の点から見ると、呉版の賠償金額の計算は、基数制で、上限100箇基数が与えられる。基数の計算は、行政院が政府の財政負担能力に基づいて定めるというものであった。洪版は「国家賠償法」を参考にして、基数につき新台幣30万元で、上限40箇基数で新台幣1200万元が与えられるとしていた。謝版は「冤罪賠償法」を対照して、上限100箇基数で合計新台幣1000万元が与えられるといった具合であった。1992年6月10日、行政院は、呉版の呼称を採択し、政府が新台幣20億元を寄付して「財団法人二二八基金会」を成立すること、さらに、受難者が基金会に最高新台幣500万元の慰謝料を申請することを明記した「二二八事件処理条例」案を提出した。立法院院会はこれらの四つの草案を内政と司法両委員会に配布して審査した。委員会において、条例の名称、金額の上限、交付の名義などをめぐって議論された。

1995年3月23日,立法院院会は、呉梓などの委員18名が提案した「二二八事件処理条例草案」、洪昭男などの委員20名の「二二八事件補償条例草案」、謝長廷などの委員19名の「二二八受難者賠償条例草案」、及び行政院の「二二八事件処理条例草案」といった四つの草案を審査し、立法院は、「二二八事件処理及び補償条例」を通過させた。これは呉版と洪版の名称を総合して、「賠償」という言葉を避け、内容は行政院版に近いものであった。補償条例には、以下のことが明記された。行政院は、受難者の認定及び補償について処理するため、「財団法人二二八事件紀

^{(61) 「}立法院議案関係文書」(1992年2月28日刊行),『立法院公報』81:18,86-88頁。 URL: http://lis.ly.gov.tw/lgcgi/lglaw?@87:1804289383:f:N O%3DB01224*%20AND%20NO%3DA2%24%246\$\$\$PD。アクセス日付:2015年10月22日。

^{(62) 「}院總字第1582號 政府提案第4626號」、「立法議案関係文書』(1993年 6 月12日刊行)URL: http://lis.ly.gov.tw/lgcgi/lgmeetimage?cfcdcfcecd c6cfcec5cecccdd2cecbcd。アクセス日付:2015年10月22日。

⁽⁶³⁾ 黄秀政,蕭明治「二二八事件的善後處理與賠償 以延平學校復校為例」, 『興大歷史学報』20,2008年8月,145頁。

念基金会」を設置することを定めた。受難者の補償金額は基数を以て計 算し、基数につき新台幣10万元で、基数の上限を60箇とした。すなわち、 補償金額の上限は新台幣600万元となる。基金会の資金源には、政府予 算からの寄付、国内外の会社や団体や個人の寄付、基金の利息が充てら れた。基金会は、調査の結果に基づき、死刑または有期懲役以上の刑を 受けたもの、または拘留処分の宣告及び執行されたもの、または未宣告 であったが執行されたものに対しては、大統領に大赦あるいは特赦を上 申することができるようになり、受難者及び受難者の家族が名誉を毀損 された場合には、名誉回復を申請することができるようになった。こう して、財団法人二二八事件紀念基金会が統計した二二八受難事件の賠償 件数によれば、1995年から2015年8月にかけての審査の結果、二二八事 件受難事例は2288件で、その中の「死亡」類の事例は684件、「行方不明」 類の事例は178件、「その他」の事例(監禁、受傷、名誉傷害など)は 1426件であった。賠償金を受けた人数(受難者本人あるいは受難者死亡 後の遺族を含む)は9959人で、賠償金は政府の予算で支払い、合計約新 台幣72億750万元に達した。

補償条例が通過された後、条例改正が数回行なわれたが、大部分は申請の締め切りと休日の問題を処理したものであった。2005年10月17日、長い間の民間団体と受難者家族代表の努力により、行政院は、名実相伴うために条例名称を「二二八事件処理及び賠償条例」に変更する旨の改正案を立法院に申請した。2007年3月8日、立法院は、この改正案を通過させ、「賠償」条例に改名されることになる。二二八事件の受難者の名誉回復と救済には、上述の条例を根拠とする旨の認可を得ていたが、

^{(64) 「}本会簡介」, 財団法人二二八事件紀念基金会を参照。URL: http://www.228.org.tw/pages.aspx?v=82D4F7824F7815C6。アクセス日付: 2016年9月14日。

^{(65) 「}院總字第1582號 政府提案第10309號」、『立法議案関係文書』(1993年 6月12日刊行) URL: http://lis.ly.gov.tw/lgcgi/lgmeetimage?cfc9cfc7cfcec5cdc7c9d2cdc6c。アクセス日付:2015年10月22日。

二二八事件の肝心な問題としての真相及び責任の帰属問題については、依然として意識的に回避されていた。2006年に、二二八事件紀念基金会は、『二二八事件責任帰属報告』を出版した。これは、この重大な問題を探求するための突破口となった。しかし、制度上において、アーカイブズ、史料の公開は依然として制限がなされているため、政府から社会に至るまでの責任問題に対する処理は明らかに不十分であった。

台湾において、二二八事件の真相の解明及び責任の追及を促進することは、常にエスニック協和を破壊すると批判されていることから、移行期正義の促進に影響を及ぼしているといえよう。しかし、本当にそうであろうか。

6. 民意調査によるエスニック問題と二二八事件

前述のように、部分的なアーカイブズしか掌握されていないため、二二八事件の加害者に対して全面的な討論ができないにもかかわらず、『二二八事件責任帰属報告』では、アーカイブズに基づき、蒋介石は、二二八事件に主要な政治責任と歴史責任を負うべき元凶であると論述された。この論述は、当時の各階層への注目を集め、台湾内部に不必要なエスニック衝突を惹起する可能性があると批判された。

1947年に二二八事件が一段落した後、台湾省行政長官公署は、外省籍公務員・教員の財産や身体の障害に対して補償と慰謝の仕事を実施した。しかし、一般の被害者は対象外であった。後の1990年代の補償(賠償)を受けた人は、主に台湾籍の受難者であった。それは、1947年においてすでに補償を受けた人は二度と補償されることがなかったからである。ただし、この1947年の補償には見落しがあったため、1990年代の補償(賠償)は台湾籍の人士のみを対象とするといった誤解が生じてしまっ

⁽⁶⁶⁾ 張炎憲ら著『二二八事件責任歸屬研究報告』(台北:二二八基金会, 2006年), 6-7頁。

たからである。

『二二八事件責任帰属報告』が出版された翌年、台湾智庫は、民間調 **沓機構に委託して二二八事件紀念に対する民意を調査した。2007年2月** 13日と14日のサンプリング調査の結果、台湾社会における福佬(閩南)・ 客家・外省・原住民などのエスニックのそれぞれの重要な意向が引き出 されたのである。第一に、毎年継続的に二二八事件を記念すると、台湾 エスニック協和に影響を及ぼすと考える人が43.9%で、そうでもないと 考える人は47.8%であった。この台湾エスニック協和に影響を及ぼすと 考える人の中で、国民党所属者の57.2%、親民党所属者の64.4%、民進 党支持者の21.6%、台聨所属者の44.1%が影響があると答えていた。エ スニック分析から見ると、福佬 (閩南)の40.2%、客家の52.9%、外省の 57.6%. 原住民の47.9%が影響ありと認めたことが分る。すなわち. 福 佬 (閩南)を除いて、他のそれぞれのエスニックの過半数以上は、二二 八事件を記念することがエスニック協和に影響を及ぼしたと認めていた ことである。第二に、二二八事件には、蒋介石が元凶であると解明した ことが、エスニック協和に影響を及ぼすか否かについて、はいと答えた 人は27.9%, いいえと答えた人は60.9%であった。換言すると、蒋介石 が元凶だとして追求することは、反って台湾におけるエスニック協和に 有益だということである。政党傾向を分析すると、以下のことが分って きた。元凶を追及・解明することは台湾エスニック協和に影響を及ぼさ ないと考える人の中で、民進党支持者の62.8%、国民党支持者の64.8%、 親民党支持者の76.7%、台聯支持者の48.9%が影響なしと答えているこ とである。すなわち、二二八事件の記念に対して、蒋介石を元凶とし、 その責任を追及すべきと考える人は、国民党や親民党の支持者を含めて、 非常に高く. 真相と責任帰属の追及は反ってエスニック協和に役立つと いうことを示していた。さらに、60.5%の福佬(閩南)人、64.3%の客家 人、59.9%の外省人、60.1%の原住民は、真相と蒋介石の責任を追及す ることによりエスニック協和が破壊することはないと考えていることで あった。上述の調査結果によって、エスニック協和を理由としても二二 八事件の移行期正義を阻止することは、反って台湾エスニック協和に影響を及ぼすという一つの不利な要因ともなっている。

7, エスニック定位の転換及び二二八事件の移行期正義 ――結びにかえて

台湾において、1947年の本省人と外省人との関係は、2016年のエスニック関係と本質上は全く異なるものとなった。1947年の外省人は、基本的に国民党当局の統治者と同じグループと看做された。一旦、社会文化の衝突が起こると、政府への不満が本省籍台湾人と外省人との関係に影響を及すような社会の雰囲気があった。なぜなら、責任がまだ解明されていない状態下において、二二八事件をいわゆるエスニック衝突の問題とする誤解があったためである。さらに、外来の統治政権と被統治者の間に存在する酷い矛盾と歴史文化社会の差異性という問題が見落とされていたためでもあった。

一方,1947年当時台湾に来た統治者と関係者の大部分は,現在の台湾における外省人と関係を持っておらず,本人ではなくその後代でもない。しかも1949年に中華民国政府が台湾に敗退した後,台湾において,婚姻,同僚,同窓などの諸関係により,エスニック間で互いに交流したり,成長の過程において共同の歴史運命を持っていることから,エスニックを理由とするならば,それは,二二八事件の移行期正義に対する歴史的な誤解と言わざるを得ない。それに反して,責任の追及,責任帰属の解明は,根本的にエスニック間の諒解を得るためによい基礎を提供したといえる。

2016年は、台湾において三回目の政党交代であった。移行期正義の促進は、蔡英文大統領が明示した重要な政策目標の一つである。2017年は、二二八事件70周年にあたり、エスニックの誤解を解き、既存の基礎の上

に如何にして二二八事件の移行期正義を実現するかは、価値選択の問題 だけでなく、実現能力が試される段階になったともいえよう。